

欧州連合司法裁判所，単一特許規則及び単一特許の
翻訳言語規則の無効を求めるスペインの訴えを棄却

2015年5月7日
JETRO デュッセルドルフ事務所

スペインが、同国及びイタリア並びに2013年7月に新たに欧州連合（EU）に加盟したクロアチアを除く25の加盟国の参加による欧州単一特許（以下「単一特許」）の枠組創設の基盤をなす2つのEU規則である、単一特許規則¹及び単一特許の翻訳言語規則²の無効をそれぞれ求めて欧州連合司法裁判所（CJEU）に提訴していた2つの事件について、CJEUは5月5日、スペインの訴えをそれぞれ棄却する2つの大合議判決を下した。

単一特許の翻訳言語の取扱いをめぐることは、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする提案にスペインとイタリアが妥協の姿勢を示さず、27（当時）の全EU加盟国による合意が困難となっていた。このため、2011年3月、EU理事会は、EU条約（TEU）第20条及びEU運営条約（TFEU）第326条から第334条に規定される「強化された協力（Enhanced Cooperation）」の制度枠組みを利用し、両国を除く25の加盟国が参加する単一特許の枠組み創設の承認を決定していた。これに対し、スペインとイタリアは2011年5月、上記決定の無効を求めてCJEUに提訴した。

「強化された協力」を実施するための単一特許規則及び単一特許の翻訳言語規則は、このスペインとイタリアの訴えについてのCJEUの判断を待つことなく、2012年12月に、EU理事会と欧州議会によって承認された。これをもって単一特許及び統一特許裁判所（UPC）の創設に向けた作業が開始されたのを受け、その後の2013年3月、スペインは単一特許規則と単一特許の翻訳言語規則の無効を求めてCJEUに提訴。他方で、同年4月に、CJEUは強化された協力に基づく単一特許の枠組み創設の無効を求めるスペインとイタリアの訴えを棄却していた。

単一特許の審査・登録手続を担う欧州特許庁（EPO）及びUPCの創設の準備作業を進めているUPC準備委員会は、今般の2つのCJEU大合議判決を歓迎する声明をそれぞれ5月5日及び6日にプレスリリースした。

スペインの両EU規則の無効を求める訴えは単一特許及びUPCの創設をめぐる残された不安要因となっていた。他方で、「強化された協力」の枠組み自体の無効を求めたスペイン

¹ 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する2012年12月17日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012.

² 「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する2012年12月17日理事会規則(EU) No 1260/2012.

とイタリアの先の訴えが棄却されていたこと、2014年11月に発出された本件に係る CJEU 法務官の意見も「スペインの訴えを棄却すべき」との勧告であったこと、そしてそもそも、長年の議論の末に2012年末にようやく採択された単一特許・UPC 創設について、その準備作業が関係加盟国・機関の間で2年4か月以上もの長期にわたり精力的に継続されてきたという実情にかんがみれば、本件について CJEU の導き出したこの結論は、欧州の大多数の知財関係者が期待を込めて予想していたとおりの内容であったと言える。

今般の2つの CJEU の大合議判決により、単一特許・UPC の創設が EU 法上の問題をはらむものではないと確認され、数十年来、制度創設の足かせとなっていた翻訳言語をめぐる政治的かつ法的問題が事実上解消された。これにより、英国、ドイツ、フランスを含む13か国が UPC 協定を批准することで施行されることとなる³単一特許・UPC の枠組みの準備作業にさらに弾みがつくことが期待される。

なお、今般の各 CJEU 大合議判決の主要争点に関する判示事項の概要は以下のとおり。

<単一特許規則について（事件 C-146/13）>

- ・ スペインは、本規則が EU 法の秩序に、同秩序の下での司法審査に服さない、欧州特許条約 (EPC) に基づく国際機関である EPO での手続を組み入れることとなり、法秩序の価値を侵していると主張した。これに対し、CJEU は、本規則は単に、EPO が EPC に基づいて付与した欧州特許が特許権者の請求により単一効を享受するための条件を規定するにとどまり、本規則は欧州特許の付与の条件を部分的にすら画定するものではないとして、スペインの主張を退けた。
- ・ スペインは、EU 運営条約 (TFEU) 第118条の第1段落は本規則採択の適切な法的根拠たり得ないと主張した。これに対し、CJEU は、本規則によって創設される単一特許による保護は参加加盟国における特許保護についての相違を防止する方向に機能するものであるから、EU 運営条約118条の第1段落の意味における「統一的な保護」を提供するものであるとしつつ、さらに、この規定が本規則採択の適切な法的根拠であると判示して、スペインの主張を排斥した。
- ・ スペインは、本規則第9条(2)が、参加加盟国に対し、欧州特許機構管理理事会特別委員会 (Select Committee of Administrative Council of the European Patent Organisation : 以下「特別委員会」) において、単一特許の更新手数料の水準を設定し、更新手数料の加盟国への配分割合を決定する権限を委譲するものであるとしつつ、これは、「法的拘束力を持つ EU の行動を実施するための統一的な条件が必要とされる場合に限り、加盟国ではな

³ 現在、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ（正式批准の完了順に記載）の6か国が批准済み。また、英国においては、同協定を実施するための規定を命令 (order) で定めることができるように特許法を改正済みである。

く欧州委員会又はEU理事会に権限を委譲する」旨を定めたTFEUの規定⁴に違背すると主張した。これに対し、CJEUは、本規則には更新手数料の額が全参加加盟国に対して統一的であるべき旨は規定されておらず、EPC第142条の意味における特別の取極めとしての本規則の性格から必然的に、単一特許の更新手数料の水準とその加盟国への配分割合を設定することは特別委員会の責務であって、EUが、その加盟国とは異なり、EPCの締約主体でないことに照らせば、本規則の第9条(2)の実施のために必要なあらゆる措置を採択することはそもそも参加加盟国に属する事項であり、EUの立法者は参加加盟国又はEPOのいずれに対しても何らの実施権限を委譲していない旨判示して、スペインの主張は失当であるとした。

<単一特許の翻訳言語規則について（事件C-147/13）>

- ・ スペインは、本規則がいずれのEPOの公式言語にも該当しない母語を持つ個人に悪影響を与える言語に関する調整を実施するものであるとして、EU理事会が、本規則を採択することでEU条約（TEU）の規定する無差別の原則⁵を侵害していると主張した。これに対し、CJEUは、本規則の目的は単一特許のための統一的かつ簡素な翻訳制度を創設し、特に中小企業による特許保護の利用を容易にすることであり、複雑で高い費用を要する現行EPC下での特許保護制度が欧州の特に中小企業の技術革新能力と競争力に対して悪影響を及ぼしているところ、本規則により創設される言語に関する調整は単一特許の利用促進を可能とし、特許制度を全体としてより使い易く法的により安定したものとするものであると強調。さらに、本規則は、単一特許の出願人と他の事業者との間に、翻訳費用の償還のための補償スキームや高品質機械翻訳システムが実現されるまでの移行措置、紛争時の被疑侵害者のための翻訳文の提供等の多数のメカニズムを導入することによって、翻訳文へのアクセスをめぐる必要なバランスを保っており、釣り合いのとれたものとなっているとして、スペインの主張を退けた。
- ・ スペインは、EU理事会が、本規則第5条及び第6条(2)によって翻訳費用の償還のための補償スキームの管理と移行措置の下での翻訳文の公開の任務をEPOに委譲していることが、そのような権限の行使が客観的な基準の下でのEU法に係る司法審理に服することを要する旨判示したEUの判例法に抵触すると主張した。これに対し、CJEUは、単一特許規則はEPC第142条の意味における特別の取極めであり、これらの任務は同規則によって創設される単一特許保護の実施に内在的に関連していることから、EPOがそれらの追加的な任務を与えられているのは、参加加盟国がEPCの締約国として当該特別の取極めを結んだことの帰結であると言わざるを得ず、EU理事会は何らの実施権限も、加盟国又はEPOのいずれにも委譲していないと判示して、スペインの主張を排斥した。

⁴ TFEU 第 291 条(2).

⁵ TEU 第 2 条.

<参考：関連条文の仮訳>

単一特許規則第9条

欧州特許機構の枠組みにおける管理業務

1. EPC第143条の意味において、参加加盟国は、欧州特許庁の内部規定を遵守して実施される以下の任務を欧州特許庁に与える:

- (a) 欧州特許の特許権者による単一効の請求の管理;
- (b) 単一特許保護のための登録簿の欧州特許登録簿への包含と、単一特許保護のための登録簿の管理;
- (c) 第8条に規定される実施許諾、その取下げ、及び国際標準機関において欧州単一効特許の所有者によりなされた実施許諾の宣言の受領及び登録;
- (d) 規則(EU)1260/2012第6条に規定される移行期間中の同条に規定される翻訳の公開;
- (e) 欧州特許の付与の記載が欧州特許公報において公表された年以降の年についての欧州単一効特許の更新手数料の徴収と管理;遅延が期限の日から6月以内の場合の、更新手数料の遅延支払いの追加手数料の徴収と管理、及び、徴収した更新手数料のうち一部の参加加盟国への配分;
- (f) 規則(EU)1260 /2012第5条に規定される翻訳費用の補償の手順の管理;
- (g) 欧州特許権者による欧州特許の単一効の請求が、EPC第14条(3)に定義される手続言語で、欧州特許公報における特許付与の記載の公開後、1月以上遅れることなく提出されることを確保すること。
- (h) 単一効の請求が提出され、かつ、規則(EU)1260/2012第5条に規定される移行期間中に同条に規定される翻訳と共に提出されたときは、単一効が単一特許保護の登録簿に記載されること、及び欧州特許庁が単一効の限定、実施許諾、移転、取消について通知されることを確保すること。

2. 参加加盟国は、EPCにおいて実施される国際的義務を果たす際に、本規則の遵守を確保しなければならない、そのために協力しなければならない。EPC締約国としての法的立場において、参加加盟国は本条第1項に規定される業務に関連する行為の統治及び監視を確保し、及び、本規則第12条に従う更新手数料の水準と、本規則第13条に従う更新手数料の配分の割合を規定することを確保する。

そのために、参加加盟国はEPC第145条の意味における、欧州特許機構の管理理事会の特別委員会（以後、「特別委員会」）を設置する。

特別委員会は、参加加盟国の代表及びオブザーバーとしての欧州委員会の代表、欠席者の代理人によって構成されなければならない。特別委員会の委員はアドバイザー又は専門家によって支援されることができる。

特別委員会の決定は、欧州委員会の立場に当然払うべき注意を払い、EPC第35条第2項の規定に従うものとする。

3. 参加加盟国は、第1項に規定される業務を遂行する際の欧州特許庁の決定に対して、1カ国又はいくつかの参加加盟国の管轄裁判所における効率的な法的保護を確保しなければならない。

単一特許の翻訳言語規則第5条

補償スキームの管理

1. EPC第14条(2)のもとで欧州特許出願があらゆる言語で出願可能であるとの事実に基づき、規則(EU) No 1257/2012第9条に従い、参加加盟国は、EPC第143条の意味において、欧州特許庁の公式言語ではないEUの公式言語の1つによって欧州特許庁に特許出願をした出願人に対して、上限までの範囲で全ての翻訳費用を補償する補償スキームの管理の業務を欧州特許庁に対して与える。

2. 第1項に規定される補償スキームは、規則(EU) No 1257/2012第11条に規定される料金を通じて拠出され、加盟国に居所又は主たる事業所を有する中小企業、自然人又は非営利機関、大学又は公設研究機関にのみ利用可能である。

単一特許の翻訳言語規則第6条

移行措置

1. 本規則の適用日に開始する移行期間において、規則(EU) No 1257/2012第9条に規定される単一効力の請求は、次のものとともに提出される:

(a) 手続言語がフランス語またはドイツ語であるとき、欧州特許の明細書の英語への完全な翻訳;

(b) 手続言語が英語であるとき、欧州特許の明細書の任意のEUの公式言語への完全な翻訳。

2. 規則1257/2012第9条に従い、参加加盟国は、EPC第143条の意味において、規則(EU) No 1257/2012第9条に規定される単一効力の請求が提出された日のあと可及的速やかに、第1項に規定される翻訳を公開する任務を欧州特許庁に対して与える。当該翻訳の文書は法的効果を有さず、情報目的のみのためである。

3. 本規則の適用日から起算して6年目から2年ごとに、欧州特許庁によって開発される、特許出願及び明細書のすべてのEUの公式言語への高品質機械翻訳の利用可能性の客観的評価が、独立した専門委員会によって実施される。当該専門委員会は欧州特許機構の組織の参加加盟国によって設立され、欧州特許庁の代表者と、EPC第30条(3)に従ってオブザーバーとして欧州特許機構の管理理事会によって招聘された欧州特許制度の利用者を代表する非政府機関とによって構成される。

4. 第3項に規定される最初の評価、及びその後の2年ごとの後続評価に基づいて、欧州委員会は理事会に対して報告書を提出し、必要な場合には、移行期間を終了する提案をする。

5. 欧州委員会の提案に基づいて移行期間が終了しないとき、本規則の適用日から12年で移行期間は失効する。

EPC第142条

単一特許

(1) 付与される欧州特許がそれらの全領域にわたって単一である旨を特別の取極めによって規定する一群の締約国は、欧州特許がこれらすべての国について連帯的にのみ付与され得る旨を規定することができる。

(2) 一群の締約国が(1)に規定する権限を利用する場合は、この部の規定を適用する。

TEU第20条

1. 欧州連合の非排他的な権限の枠組において相互に強化された協力の確立を希望する加盟国は、本条文及び欧州連合運営条約第326条乃至第334条に規定される制約と詳細な取り決めに従い、条約の関連規定を適用することにより、欧州連合の機関を活用し、その権限を行使することができる。

強化された協力は、欧州連合の目標を促進し、欧州連合の利益を保護し、かつ、欧州連合の統合過程を強化することを目的とする。そのような協力は欧州連合運営条約第328条に従い、常に全ての加盟国に開かれている。

2. 強化された協力を承認する決定は、そのような協力の目的が欧州連合全体によって合理的な期間内に達成できないことが立証された場合に、少なくとも9の加盟国が参加する前提において、理事会によって最終手段として採択される。理事会は欧州連合運営条約第329条に規定される手続に従い決議する。

3. 理事会の全ての構成員は理事会の協議に参加することができるが、強化された協力に参加する加盟国を代表する理事会の構成員のみが投票に参加する。投票の規則は欧州連合運営条約第330条において規定される。

4. 強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。その決議は、欧州連合への加盟候補国が受け入れるべき法体系全体の一部とはみなされない。

TFEU第118条

域内市場の確立及び運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常立法手続に従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、及び、集中化したEU全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続に従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

TFEU 第 326 条

あらゆる強化された協力は条約及び欧州連合の法令に従う。

そのような協力は、域内市場または経済的、社会的及び地域的な結束を損ねてはならない。それは、加盟国の通商において障壁または差別を設けず、また加盟国間の競争を歪めてはならない。

TFEU 第 327 条

あらゆる強化された協力は、参加しない加盟国の権限、権利及び義務を尊重するものでなければならない。参加しない加盟国は、参加する加盟国によるその実施を妨げてはならない。

— CJEU のプレスリリースは、以下参照 —

[The Court dismisses both of Spain's actions against the regulations implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection \(PDF\)](#)

— CJEU の 2 つの大合議判決は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Grand Chamber\), 5 May 2015, In Case C-146/13](#)

[JUDGMENT OF THE COURT \(Grand Chamber\), 5 May 2015, In Case C-147/13](#)

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

[EPO welcomes CJEU decisions which clear the way for the unitary patent](#)

— UPC 準備委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[The Court of Justice dismisses Spain's actions against EU's patent regulations](#)

— イタリアとスペインの提訴に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州連合司法裁判所、25の加盟国による欧州単一特許の枠組創設の無効を求めるイタリアとスペインの訴えを棄却（2013年4月19日）（PDF）](#)

[イタリアとスペイン、25の加盟国による欧州単一特許の枠組み創設に関し CJEU へ提訴（2011年6月4日）（PDF）](#)

— 欧州単一特許制度の準備の進ちよく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

[欧州特許機構、欧州単一特許に関する作業スケジュールを公表（2013年8月6日）（PDF）](#)

(以上)